

## 不妊治療及び不育症治療費 助成事業の変更について

令和4年度より標記の助成事業について、妊娠を希望する夫婦のニーズに添うよう対象者の範囲を拡大し、保険診療と併用可能な先進医療による不妊治療、及び不育症治療を追加します。

### ■詳細情報

令和4年4月1日より不妊治療が保険適用となることを受け、小諸市の助成事業を以下のように変更します。

#### 【主な変更点】

- (1) 対象となる治療 保険診療と併用可能な先進医療による不妊治療、及び不育症治療
- (2) 対象者
  - ・ 法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦
  - ・ 助成金の交付申請日において、夫婦の双方が前後1年以上小諸市内に住所を有する、又はその見込みのもの
  - ・ 他市町村において同一治療期間における助成金の申請をしていないもの
  - ・ 対象となる経費が保険給付の対象とならないもの
- (3) 助成金の額等
  - ・ 対象経費の2分の1以内の額とし、1回の申請につき5万円を限度とする
  - ・ 助成は1回の治療につき、1回の申請とする
- (4) 経過措置
  - ・ 令和4年度に限り、人工授精、体外受精及び顕微授精による不妊治療、及び改正前に対象となっていた男性不妊治療のうち令和3年度中に治療を開始し治療の終了が年度をまたぐ場合、1回の治療に限りその申請を受けつける
- (5) 施行期日
  - ・ 令和4年4月1日

### ■問い合わせ先

小諸市役所 健康づくり課 保健予防係 担当：葛城  
TEL0267-23-1700（内線2172） Eメール yobo@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報